

海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書への意見とその取扱いについて

1 事業計画

	該当頁	意見の概要	答申（案）	
①	2. 2-17 2. 2-22	● バイオマスについて、広島県内のものを出来るだけ利用したいと言うと、準備書を読む方は、広島県内のものをかなりの量使って、量的にちゃんと調達できるのだろうか、懸念する。もう少し定量的な想定を知りたい。（河野副会長） ● 海外、国内のバイオマスの調達先等について、ある程度、信頼のおける値を示してほしい。（堀越会長）	発電用燃料で使用する国内産バイオマスの調達に関する計画について、調達量の目標値を明らかにするとともに達成状況を踏まえた目標値の見直しを定期的に行い、調達量の拡大に取り組むこと。	1(1)
②	2. 2-17 2. 2-22	● フルカーボン・アカウンティング（伐採量だけではなく、運搬、加工などに伴う全てのCO₂排出量を考慮にいれる算定方式）を事業所単位でどのように取り扱うかということだと思う。しかしながらその場合、どこからどのようなバイオマス資源を調達してくるかで、トータルでの排出量も随分変わってくる。またバイオマスは、カーボンニュートラルとはいっても、あくまでも、吸収源を前提とした話である。「温暖化」とそれが及ぼす社会的インパクトについては大気中への温室効果ガス放出速度が問題となる（存在量（ストック量）はたしかに重要な要因だが、急激なCO₂濃度上昇に人間社会がついて行けないことの方が喫緊の課題）。したがって、ニュートラルとは言っても、バイオマス燃料供給のために森林や木質系バイオマスを大量に一度に燃やせば放出速度に大きく影響する。フルカーボン・アカウンティングで対応するのであれば調達元、その質についてはしっかりと記載されるべき事柄だと思う。（奥田委員）	発電用燃料で使用する海外産バイオマスの調達に関する計画について、本事業は、「カーボンニュートラルな燃料であるバイオマスを可能な限り混焼することで、低炭素社会の実現に寄与すること」を目的としているところ、バイオマスのほとんどは海外から調達する計画となっており、輸送等に伴って発生する二酸化炭素の影響も懸念されることから、発電所の稼働だけでなく輸送等を含めた二酸化炭素削減効果について、わかりやすく評価書に記載すること。	1(2)
③	2. 2-17	● バイオマス燃料の調達先や種類は明らかにできないとのことだが、おおよその国別・地域別、それから、例えば、チップなどの形状について説明を願えないか。（河野副会長）		
④	6. 1-7 4. 3-9	● 住民意見にも県知事意見にも、実際には、バイオマスの輸送に伴う二酸化炭素であるとか、灰を処分するための二酸化炭素であるとか、トータルで考えなければ、どれだけ環境に寄与しているか分からないから、それらを考慮して計算してほしいと書いてあるのに、それに対する答えは、バイオマスの調達見込みと捨てる場所が決まっていらないから計算できないというゼロ回答になっている。おおよそこれぐらいだからと仮定すれば、それにかかる二酸化炭素はこれぐらいだから、プラスマイナスでこれぐらいは、環境に寄与していますという計算が何故できないのか。（土田委員）		
⑤	6. 1-7 4. 3-9	● 準備書 4. 3-9 の温室効果ガス等に対する意見への回答が、全くのゼロ回答となっている。本件のように、きわめて妥当な質問や指摘に対する事業者の不誠実な回答そのままで済ませるとしたら、環境アセスメント制度そのものの意義にも疑義が生じてくるのではないか。確かに、調達先がわからなければ具体的に示せない、ということだが、事業をやるのだから確定ではなくとも想定される調達先はあるはずである。いくつかの場合を想定して、それぞれについてどうなるかを示すことはできるはずである。それをやらないのは、何かそうしたくない理由があるのではないかと思う。私の質問に対して「石炭専焼の場合も海外から調達するから同じ」という回答だった。しかし、石炭とバイオマスでは輸入するときのロットも違うはずだから、輸送に要する二酸化炭素発生量も異なってくるはずである。考えられる想定で計算するとこうなる、という結果を示してもらえば、それらも判明するはずである。 もしかするとこれらを計算すると二酸化炭素削減効果が小さくなり、事業の理由を説明しにくくなるために意図的にゼロ回答としているのではないかと推測される。仮にこれらを計算した結果、当面それほど大きな二酸化炭素削減効果がないとしても、広島県においてバイオマス発電の定常的なプラントを稼働させることは、将来的に国内、県内のバイオマス燃料の事業化に繋がる可能性もあることから本事業の意義はあると思う。いずれにしても、事業者は質問に対して、現段階でできる限り誠実かつ率直に回答すべきであると思う。（土田委員）		
⑥	6. 1-7、 4. 3-9、 2. 1-1	● 「バイオマスの輸送を含めてトータルでどれだけ二酸化炭素の発生を抑制したかと考えなければいけない」といった住民意見は、バイオマス混焼発電所の事業によってどれだけ二酸化炭素排出量を抑えることができるのかといったことを真剣に考えたから出たものである。それに対し、「まだ調達先も分かりませんから何も答えられません」や「環境影響評価の手法が確立されていないから答えられません」といった事業者の態度はいかがなものかと考える。 先ほど、多少ロットは違えども、（バイオマス混焼は、石炭専焼よりも）圧倒的に地球環境に貢献しているといった結果を参考データで示してもらったが、（そのような）現段階での予測結果を示し、併せて、どのような不確定要素があるのかといったことを率直に書くことで、誠実かつ率直に回答すべきである。（土田委員） ● 事業名はバイオマス混焼であるし、趣旨で謳っている（準備書 2. 1-1 ページ 対象事業の目的：「カーボンニュートラルな燃料であるバイオマスを可能な限り混焼することで、低炭素社会の実現に寄与することも目的としている」）ということなので、（これに関する）住民の質問に誠実に答えることは、非常に重要だと思う。是非ともお願いしたい。（堀越会長）		

	該当頁	意見の概要	答申（案）	
⑦	2. 2-17	● バイオマス燃料の燻蒸について、燻蒸だけで害虫を駆除できないことは、当たり前の話になっている。害虫の卵などが、木材の中に混入して輸送され、広島に来た時点で孵化する可能性もある。害虫はウイルスも媒介するので、事業者自身にも悪影響が出てくる可能性もある。文化財保護や農業の分野では、総合的有害生物管理という考え方があり、害虫が出てくることを前提に、どう発見・対処していくのかといったことについてP D C Aサイクルを回していくことを考えた方が良いと思う。皆さん自身が簡易計測用のトラップを設置して、定期的に見回り、虫が発見された時には、対処するといった簡易的な方法でも良いので検討されたほうが良いと思う。（清水委員） ● 木材等については、坑道を掘って卵などが色々存在しており、破砕、チップ、乾燥などの形状によっても状況が違うので、モニタリングについて検討を願う。（堀越会長）	バイオマスの保管に関する計画について、海外産バイオマスに混入している有害な生物の対策は、燻蒸だけでの駆除が困難な場合も考えられるため、簡易計測用トラップを設置し、定期的な見回りを行い、対処するなどの方法による実施を検討すること。	1(3)
⑧	2. 2-13、 2. 2-14	● 冷却塔の排水について、準備書（2. 2-14 ページ 図 2. 2-6 発電設備フロー）では処理せずに流すことになっているが、その一方、住民意見に対する事業者見解（参考資料 2 の 1 ページ目の 1 番下、3 の項目）では「冷却塔からの冷却水は中和処理を行って海域に流します」と回答している。どちらが正しいのか。（矢野委員） ● 準備書（2. 2-14 ページ 図 2. 2-6 発電設備フロー）の図に、p H調節を追加するということか。（矢野委員） ● 冷却塔の定期的な清掃で生じる排水は、下水道へ流すのか、それともそのまま海水域へ流すのか、教えてほしい。（矢野委員）	排水の処理に関する計画について、ボイラーや冷却塔などの汚水の水質や排水処理の内容を明らかにして、わかりやすく評価書に記載すること。また、これらの内容が正しく反映されるよう、フローを修正すること。	1(4)
⑨	2. 2-19	● 一般排水に関する事項として、要約書では、21 ページの表 13 に数値が並んでいるが、これは排水処理が終わった後の処理水の数値なのか。排水処理設備に入ってくる前の原水の数値と、どのような排水処理設備を使って処理するかという記載が一切ないが、その辺も含めて記載してほしい。（矢野委員） ● プラントからどのようなものが出てくるのか、それをどう処理するのかということが、重要だと思う。だから、その辺が分かるよう準備書に記載してほしい。プラントメーカーは実績の数値を持っているのではないか。（矢野委員）		
⑩	2. 2-21 2. 2-22	● 1 週間分の灰を貯蔵するとなると、だいたい 1, 000 トンから 1, 500 トンくらいのオーダーになり、ボリュームにしたら、1, 000 m³から 1, 500 m³の施設の規模になると思うが、施設の配置図（準備書 2. 2-12 ページの図 2. 2-5）を見ると、それぐらいの規模の施設であれば、相当大きなスペースで絵が描かれていなければおかしいのに、それが主要設備に入っていないのはどのような理由なのか。（土田委員）	廃棄物の処理に関する計画について、廃棄物の種類ごとの保管設備の概要や保管方法を具体的に評価書に記載すること。	1(5)

2 大気質

	該当頁	意見の概要	答申（案）	
⑪		● 資料 4 ページの大気質に関する補足説明について、「地形影響による濃度比は風下距離 500mでは 0. 01、1, 000mでは 0. 1」と数値を出されている。この数値は、準備書（6. 1. 1. 1-161 ページ）に記載されている図の値（「濃度比」）のことだと思うが、不適切だと思う。その理由は次のとおりである。 ① 「濃度比」の分母は、「平地での最大着地濃度」であり、500mや 1, 000m付近ではなくもう少し遠い距離（4. 0km）の「最も高い濃度（数値）」である。これに対して、（分子は）地形を入れて 500mや 1, 000mなど（距離に応じて）計算される濃度の数値である。地形の影響を示したいのであれば、同じ地点において、「地形を考慮に入れた場合の濃度」と「地形を考慮に入れない場合の濃度」を計算し、その比率を出すべきある（「0. 01」の数値は非常に小さいと思われるが、分子と分母の地点が違っており、過小に算出されている）。 ② 地形の影響がない地点での「濃度比」は、平地と同じということなので、「1」になるはずである。しかし、準備書（6. 1. 1. 1-161 ページ）の図を見ると、距離が 1 k m強くらいまでの近い地点での「濃度比」が「1」を下回っており、「地形の条件を入れた場合」に、むしろ濃度が低くなっている。（予測結果について）山の影響がないと言うのであれば、平地の点線と同じになると思うが、何故同じにならないのか疑問である。（内藤委員）	地形影響の予測の結果について、一部で地形影響を考慮しない場合の結果を下回っている原因を検証し、必要に応じて手法の見直し等の修正を行うとともに、風下距離に応じた濃度比のグラフも、分母を距離に応じた値とするよう計算方法を見直して修正し、これらを評価書に記載すること。	2(1)

	該当頁	意見の概要	答申（案）	
⑫	6. 1. 1. 1 -127	● 地形条件を見ると、場所によっては、最大着地濃度比で、約 2～3 倍くらい高くなるという記載がある。そうすると、特殊気象条件の寄与濃度を約 2～3 倍すると、環境基準を超過すると思う。全てにおいて地形条件は考慮すべきだと思う。平板条件はあまりにも仮想的な条件なので、平板条件下で特殊気象条件の計算をしても、あまり意味がないように思う。（内藤委員）	特殊気象条件下の予測の結果について、最大着地濃度出現地点及びその数値だけでなく、風下距離に応じた濃度の予測結果も計算により明らかにし、その結果を評価書に記載すること。また、当該予測の結果は、環境基準とほぼ同値のものがあり、当該予測結果は一定の幅をもつと考えられ、さらに、地形影響を考慮した場合に環境基準を超える地点が生じることも考えられるので、事後調査を実施するとともに、その結果に基づいて追加の環境保全措置を検討することとし、これら进行评估書に記載すること。	2(2)
	6. 1. 1. 1 -156			
	6. 4-45			
	6. 4-47			
⑬	6. 1. 1. 1 -127	● 特に、特殊な気象条件、高濃度になる条件においては、地形条件を踏まえて計算するのが筋かと思う。また、地形条件の計算も、大気の状態は中立を仮定していて、それも平均的には中立でいいが、ずっと中立はあり得ないので、大気が不安定になった場合や安定な場合も本当は示した方が良いと思う。 いずれにしても特殊な気象条件と地形条件を切り分けて示すより、地形条件を踏まえた結果を示した方が良い。（内藤委員）		
	6. 1. 1. 1 -156			
	6. 4-45			
	6. 4-47			
⑭		● 地形（山）の影響が強くなる地点について、特殊気象条件下の予測結果の情報が記載されていないので、影響がないと言えるのか分からない。については、特殊気象条件下での計算結果について、最大着地濃度出現地点の数値だけでなく、準備書 6. 1. 1. 1-161 ページの図のような風下距離に応じた予測結果の図を示したほうが良いと思うので、検討願いたい。（内藤委員）		
⑮		● 年平均値の予測結果については、環境基準と比較して一桁も二桁も小さいので問題ないと思える。しかし、特殊気象条件下の予測結果のうち「内部境界層によるフュミゲーション発生時」や「逆転層形成時」については、環境基準にギリギリ収まってはいるが、かなりきわどい値である。確立された方法であっても、あくまでも予測であるため、予測に幅を持つことを考えれば、事後調査の検討を要望する。また、事後調査については、短時間（1 時間値）データが取れない難点はあるが、（事業者から説明のあった）「広くモニタリングに採用され、それになり精度のある簡易法で測定が実施されている「海田東小学校」での測定データ」を活用できるのではないかと思うので、検討願いたい。（内藤委員）		
⑯		● 水銀などが蒸気として排出されることはないのか。また、その対策は今のところ全くないということか。（河野副会長）	発電用燃料で使用する石炭に含まれる水銀について、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく規制の動向を踏まえ、排出の実態も把握し、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、これを実施すること。	2(3)
⑰		● 石炭について、水銀など重金属に対する対応はどのように考えているのか。（河野副会長）		

3 騒音

	該当頁	意見の概要	答申（案）	
⑱		● 準備書の 6. 1. 1. 2-19 ページ及び 6. 1. 1. 2-32 ページにおいて、建設機械の稼働、施設の稼働で、回折の効果について、上の計算式では、騒音レベルということで、全ての周波数をひとまとめにした形で、評価まで至っているが、その下に、回折に伴う減衰に関する補正量の式から、地表面による減衰も含めた障壁の遮蔽効果（D _z ）のところは、波長によって、この値が変わるという式になっており、騒音レベルで最初に計算しようとしているところに対して、どのような周波数でもってとか、平均しているのかとか、ここに記載されていないから、本当にそのように計算されているのか分からない。オクターブバンドごとに減衰量を計算するということから、最初、音源のほうからオクターブバンドごとにパワーレベルを計算していて、最終的に騒音レベルに合成されたと考えてよいか。最初に騒音レベルだけで評価するとあって、検討するケースごとの周波数が出ていないので、その辺も丁寧に書ければ、分かりやすいのではないかと思う。（中西委員）	予測について、主要な騒音の発生源に関する音源の高さや周波数ごとのパワーレベルなどの諸元を明らかにするとともに、計算過程をトレースできるよう説明を追加し、これら进行评估書に記載すること。	3
	⑲	● 表 6. 1. 1. 2-11（準備書の 6. 1. 1. 2-34 ページ）で、各騒音発生源（ボイラ本体、石炭破碎機など）が、どの高さが発生源になっているのかによって、減衰量が変わってきますが、それがどこにも記載されていない。敷地内の位置は書いてあるが、例えば、ボイラ本体のどの高さをもって、騒音発生源と見なして、回折減衰量を計算したということが、準備書からは読み取れなかった。これが予測された高さに対して、実際に、設置されたときに、音響中心が高いところになってしまった場合に、減衰量が減ってしまうので、予測が危険側に外れることになってしまうから、この辺をどのように細かく計算されたのかを出されたほうが良いと思う。（中西委員）		

4 水質				
	該当頁	意見の概要	答申（案）	
⑳	6. 1. 2-20	● 濃度での基準はクリアするとのことであるが、排水の窒素、リンは、規制値を超えるような値だから、総量規制ということもある程度考えてほしい。（河野副会長）	評価（回避・低減に係る評価）について、排出水の排出先の海域は、閉鎖性が高く、また、COD、窒素及び燐について総量規制基準が設定されているといった地域特性があることから、排水に含まれる汚濁負荷量を削減する対策を検討して環境保全措置に追加し、実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減が図られているか評価すること。	4

5 動植物				
	該当頁	意見の概要	答申（案）	
㉑	6. 1. 3 6. 1. 4	● 植物も動物も影響はないだろうと評価している。絶滅危惧種や準絶滅危惧種などのカテゴリー毎に、それらが本事業によって受ける影響について定性的評価を行ったと理解している。ただ、こうした稀少個体群にフォーカスするのであれば、個体群動態についての予測など定量的な評価があってもよいのではないか。（奥田委員）	個体群動態について、定量的な予測等の実施を検討すること。	5(1)
㉒	6. 1. 3 6. 1. 4	● 生物影響に関してはプラント建設自体の影響と、その後のプラント稼働に伴う廃棄物・排気ガス影響などに分けて考える必要があるのではないか。今回確認できた動物（鳥類）については、営巣・繁殖活動がプラント建設圏内に確認されていないということなので影響は小さいとしている。しかし、調べられた植物の場合はすこし状況が異なるかもしれない。例えばカワヂシャの場合、影響はないとの記載がされているが、それはプラント建設による影響評価であって、建設後の影響、例えば大気や水質の影響についてはどうなのか。極めて低いとのことだが、これについても具体的な記載も必要な気がする。逆に、こういった植物の個体群が別の要因、例えば風水害や気温、乾燥化などの要因によって絶滅してしまう可能性もある。即ち大気汚染が原因にならない可能性もある。もし可能であれば、近縁種などの汚染物質の耐性などについても参考として述べられておいてはいかがか。また、プラント建設場所の風向特性などとの関連から、動植物への影響についても、何らかの記載は必要だろうと感じた。（奥田委員）	発電所の稼働に伴って変化する大気質や水質による動植物への影響について、近縁種などの汚染物質への耐性などを参考にして、予測等の実施を検討すること。	5(2)

6 廃棄物				
	該当頁	意見の概要	答申（案）	
㉓	2. 2-21 2. 2-22	● 焼却灰の発生量が4万4千トンぐらいということだが、これは材料の質によってもかなり幅があるのではないかと想像するが、環境影響評価は、安全サイドに評価されているほうが、見ている方は、ちゃんと評価されているように思う。発生量も、幅を持って評価してもらえれば良いのではないか。4万4千トン、良質の石炭を使い、バイオマスも比較的良いものを45%使ったときの発生量なのか。また、もしかしたら、もう少し出ることも想定されるのか。（河野副会長）	発電所の稼働に伴って発生する燃焼灰の予測について、バイオマス燃料の混焼比率の上限値及び下限値の範囲や使用する珪砂の量などの予測の前提条件を、計算方法とあわせて具体的に評価書に記載すること。	6(1)
㉔	6. 1. 6-8 、 5. 2-28	● 供用開始後に発生する産業廃棄物の評価について、「予測結果」が、「国及び地方公共団体の計画」と整合が図られているかについて確認し、その結果を記載する必要があるのではないか。 このことについて、「8. 評価の手法」（準備書5. 2-28 ページ）では、「予測の結果に基づいて、・・・、国及び地方公共団体の計画との整合が図られているかについて確認した」とあるが、「評価の結果（関係法規等との整合性）」（準備書6. 1. 6-8 ページ）では、「予測の結果」と「国及び地方公共団体の計画」の整合について、確認（検討）したことの記載がない。（堀越会長）	発電所の稼働に伴って発生する産業廃棄物の評価（国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討）について、方法書に記載した手法に基づいて、「国及び地方公共団体の廃棄物に係る環境の保全の観点からの施策に関する計画」の種類及び基準又は目標を明らかにしたうえで、当該基準又は目標と予測結果との整合が図られているかどうかの確認を行うこと。また、当該確認の結果に基づき、必要に応じて追加の環境保全措置を検討して実施することとし、これらを評価書に記載すること。	6(2)

7 温室効果ガス等

	該当頁	意見の概要	答申（案）	
㉔	6. 1. 7-3 、 5. 2-29	● 温室効果ガス等に関する調査について、温室効果ガスの削減計画に関する情報を収集し、その内容を具体的に記載する必要がある。 このことについて、「2. 調査の基本的な手法」（準備書 5. 2-29 ページ）では、「既存資料により、国及び地方公共団体による温室効果ガスの削減計画に係る情報の収集並びに当該情報の整理を行った」とあるが、「調査結果」（準備書 6. 1. 7-3 ページ）では、温室効果ガスの削減計画に関する情報の記載がない。（堀越会長）	調査について、方法書に記載した手法に基づいて、「国及び地方公共団体の温室効果ガスに係る環境の保全の観点からの施策に関する計画」の種類及び基準又は目標を具体的に評価書に記載すること。	7(1)
㉕		● 石炭専焼時の使用燃料の量について、事業計画では 32 万トン（準備書 2. 2-17 ページ）と記載されているが、温室効果ガス等の予測（準備書 6. 1. 7-5 ページの表 6. 1. 7-4）では約 29. 8 万トンとなっており、数値の食い違いがある。数値の食い違いがあると、予測・評価に影響が出ると思うがどうか。（堀越会長） ● （設備計画炭の使用量を一般炭の使用量に換算する際）32 万トンに何か係数を掛けているということなのか。また、それはどのようなことを予測した係数なのか。（堀越会長）	予測について、設備計画炭の使用量から一般炭の使用量を算出する方法を明らかにして評価書に記載すること。また、当該算出に伴う予測の不確実性の程度を検討して、これらを経済書に記載すること。	7(2)
㉖	6. 1. 7-6 、 5. 2-29	● 温室効果ガス等に関する評価について、「予測結果」が、「国及び地方公共団体の計画」と整合が図られているかについて確認し、その結果を記載する必要がある。 このことについて、「8. 評価の手法」（準備書 5. 2-29 ページ）では、「予測の結果に基づいて、・・・、国及び地方公共団体の計画との整合が図られているかについて確認した」とあるが、「評価の結果（環境保全の基準等との整合性）」（準備書 6. 1. 7-6 ページ）では、「予測の結果」と「国及び地方公共団体の計画」の整合について、確認（検討）したことの記載がない。（堀越会長）	評価（国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討）について、方法書に記載した手法に基づいて、「国及び地方公共団体の温室効果ガスに係る環境の保全の観点からの施策に関する計画」の種類及び基準又は目標を明らかにしたうえで、当該基準又は目標と予測結果との整合が図られているかどうかの確認を行うこと。また、当該確認の結果に基づき、必要に応じて追加の環境保全措置を検討して実施することとし、これらを経済書に記載すること。	7(3)
㉗	2. 2-17 2. 2-22	● バイオマスの混焼率 45%の根拠は何か。二酸化炭素の排出量の多少を検討して、混焼率 45%を決めたのか。今回のバイオマス混焼発電所の特徴は、カーボンニュートラルな燃料であるバイオマスを使うことだが、混焼率 45%の根拠として、そのことについての記述があまりない。（高井委員） ● バイオマスの更なる調達が可能になれば、混焼率を上げることも可能なのか。また、方法書の審議の中で、バイオマスの質により、ボイラに悪い影響が出るという話があったので、その延長で考えていたが、今回は、入手可能なバイオマスの量から混焼率 45%になったのか。（堀越会長）	発電用燃料で使用するバイオマスについて、混焼比率の目標値を 45%とした理由を明らかにするとともに、「国のエネルギーミックス及び二酸化炭素削減目標とも整合する排出係数」は 0. 37kg-CO ₂ /kWh であることから、達成状況を踏まえた目標値の見直しを定期的に行い、混焼比率の向上に取り組むこと。また、これらを経済書に記載すること。	7(4)
㉘	6. 3-1	● 未だ具体性に欠ける、バイオマスの入手先、混燃率、廃棄物処理の如何によって温室効果ガス排出推定値も大きく変動することが予測される。このこと自体が環境保全措置に影響し事後調査の対象となるように思われるが配慮は必要ないのか。（河野副会長）	発電用燃料で使用する海外産バイオマスについては、安定的な調達が困難なことなどが課題とされており、需給環境の変化などによって混焼比率が変化して、二酸化炭素の発生量や排出原単位が予測の結果と違ってくることが考えられる。このため、バイオマス燃料及び石炭燃料の使用量を事後調査により把握し、混焼比率の目標値、二酸化炭素排出係数とあわせて毎年度自主的に公表すること。また、混焼比率が目標値を下回った場合は、追加の環境保全措置を検討することとし、これらを経済書に記載すること。	7(5)
㉙	6. 3-6 6. 2-10	● バイオマス燃料の混焼比率について、準備書では「可能な限り高い比率で混焼（目標値 45%）」と記載されているので、事業者も目標値の達成に不安を持っており、ある程度、幅を見込んでいるのではないかと思う。将来を考えると、需給環境の変化などにより、（混焼比率が）かなり変化するのではないかと思う。混焼比率が変化すると、当然、二酸化炭素の発生量や排出原単位は（予測の結果と）違ってくるので、不確実性の程度が小さい問題ではないと思う。このため、事後調査は必要であると思う。（堀越会長） ● バイオマス燃料については、調達先によって質が変わり、二酸化炭素の排出量に係わってくことを懸念している。（堀越会長）		

8 事後調査等

	該当頁	意見の概要	答申（案）	
㉓	6.3.6	● 住民意見によれば、住民は、知らないことに対してかなり不安に思っておられる。このため、住民の安心感に繋がるよう、ホームページ等を利用してデータの発進・更新を行ってほしい。（矢野委員） ● バイオマス燃料の混焼比率 45%を確保することについて、事後調査を実施しなければ、予測結果どういう状況になっているのか知り得ないので、それを提示していただきたい。（河野副会長） ● バイオマスの混焼比率 45%について、事業者は関係各所に混焼率等を報告するとしても、それを知りたいのは、本当は、我々や住民だと思う。ですから、報告だけではなく公表を検討願いたい。（堀越会長）	環境監視及び必要に応じて行う事後調査の結果について、随時、ホームページ等を活用して住民等に自主的に公開することとし、これらを評価書に記載すること。	8

9 その他

	該当頁	意見の概要	答申（案）	
㉔	2.2-25 ほか	● 「可能な限り」「必要に応じて」など抽象的な表現が多用されている。例えば「可能な限り有効利用」とは具体的にどこまでどうするかを言うのか。また、「必要に応じて防音カバーを設置」とはどのような意味なのか等、よく分からない表現が非常に多いが、客観的な表現を添えられないか。言葉のニュアンスは分かるが、実際に、客観的に、具体的に、数値的に言えば、どういう意味なのかが分からない。（高井委員）	評価書で使用する用語については、原則として、「可能な限り」や「必要に応じて」などの抽象的なものは避け、具体的な内容がわかるものを使用すること。また、環境保全措置に関する用語について抽象的な用語を使用する場合については、当該措置による予測の不確実性の程度を検討し、これらを評価書に記載すること。	9
㉕	—	● 準備書の文章で、「ほぼ回収できる」など非常に曖昧な表現を使用しているが、バグフィルタを使うのであれば「99.99%まで回収できる」など、性能の評価は行っていると考えられるので、是非とも数値に基づいた表現に見直してほしい。（矢野委員）		